

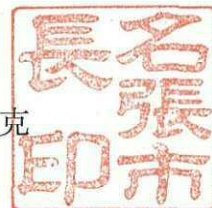


名張市告示第29号

名張市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

名張市長 亀井 利克



名張市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

名張市移住支援金交付要綱（令和2年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号アを次のように改める。

ア 転入前における要件 次に掲げる全ての要件に該当すること。

（ア）本市へ転入する直前の10年のうち、通算5年以上東京都の特別区に居住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、東京都の特別区に所在する勤務地において就労（被用者としての就労の場合にあっては、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者としての就労に限る。（イ）において同じ。）をしていたこと。

（イ）本市へ転入する直前に連続して1年以上、東京都の特別区に居住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、東京都の特別区に所在する勤務地において就労をしていたこと。この場合において、当該就労に係る期間については、本市へ転入した日の3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

第3条第1号ウ（ア）を次のように改める。

（ア）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者（「三重県移住・就業マッチング支援事業からの暴力団等排除措置要領」（令和2年1月10日施行）の別表に掲げる一に該当するものをいう。以下同じ。）でないこと。

第3条第3号オ中「暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者」を「暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者」に改める。

第8条第1号中「場合」の次に「（転入後、当該移住支援金の交付を受けた者又は当該者が属する世帯の構成員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者であることが判明した場合を含む。）」を加える。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

名張市長 宛て

年 月 日

名張市移住支援金交付申請書

名張市移住支援金交付要綱（令和2年名張市告示第8号）第5条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		生年月日
氏名	⑩	年 月 日
住所	〒	
電話番号		
メールアドレス		

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （1の申請者は、含まない。）	人
-------	----	----	--------------------------------------	---

3 転入前の住所

住所	〒
----	---

（裏面へ続く）

4 東京都の特別区への在勤履歴（名張市移住支援金交付要綱第3条第1号ア（ア）に該当する場合のみ）

※転入する直前の10年のうち、通算5年以上の在勤履歴を記載

期間 (年月日～年月日)	事業所の名称	就業地
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒

5 移住支援金交付申請額（※申請する金額に○を付けてください。）

金	60万円	100万円
---	------	-------

6 添付書類（※次の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。）

- ①名張市移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書(様式第2号)
- ②就業先が交付した就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第3号)
- ③本人確認書類
(写真付き身分証明書の写し 例:運転免許証、個人番号カード、パスポートなど)
- ④転入する直前10年のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在住の証明書類(戸籍の附票の写し、転出元の住民票の除票の写し等)
※世帯の場合は、転出元(本市への転入前)において同一世帯であったことが確認できること。
- ⑤転入する直前10年のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上就労の証明書類
【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】
- ⑤-1 転出元で就業していた企業等の退職証明書等
- ⑤-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類(離職票等)
【法人経営者又は個人事業主であった者】
- ⑤-3 開業届出済証明書その他転出元での事業所所在地を確認できる書類
- ⑤-4 個人事業等の納税証明書その他転出元での事業所開設期間を確認できる書類

様式第2号中

「(2) 三重県及び名張市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施や当該事業の国への報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する必要があることに同意します。」

を

「(2) 三重県及び名張市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施や当該事業の国への報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する必要があることに同意します。

(3) 三重県が、申請者及び世帯員が暴力団等に関係するものであるかを確認するため、移住支援金の申請日から5年間、申請者及び全ての世帯員の氏名及び生年月日を三重県警察本部に確認することに同意します。」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の名張市移住支援金交付要綱の規定は、令和2年2月19日以後に本市に転入した者に適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。